

平成24年9月
勝浦市議会定例会会議録（第5号）

平成24年9月27日

○出席議員 18人

1番 磯野典正君	2番 鈴木克己君	3番 戸坂健一君
4番 藤本治君	5番 渡辺玄正君	6番 根本譲君
7番 佐藤啓史君	8番 岩瀬洋男君	9番 松崎栄二君
10番 吉野修文君	11番 岩瀬義信君	12番 寺尾重雄君
13番 土屋元君	14番 黒川民雄君	15番 末吉定夫君
16番 丸昭君	17番 刈込欣一君	18番 板橋甫君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長 猿田寿男君	副市長 関重夫君
教育長 松本昭男君	総務課長 佐瀬義雄君
企画課長 関利幸君	財政課長 藤江信義君
税務課長 黒川義治君	市民課長 渡辺直一君
介護健康課	
健康管理係長 渡辺知幸君	生活環境課長兼 関富夫君
高齢者支援係長 渡辺治君	清掃センター所長
福祉課長 花ヶ崎善一君	都市建設課長 藤平善之君
農林水産課長 関善之君	観光商工課長 玉田忠一君
水道課長 西川一男君	会計課長 鈴木克己君
教育課長 中村雅明君	社会教育課長 菅根光弘君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 目羅洋美君	議事係長 大鐘裕之君
------------	------------

議 事 日 程

議事日程第5号

第1 議案・陳情上程・委員長報告・質疑・討論・採決

（総務常任委員長）

議案第40号 勝浦市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

議案第41号 勝浦市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について

議案第42号 平成24年度勝浦市一般会計補正予算

(教育民生常任委員長)

議案第37号 千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

議案第38号 勝浦市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第43号 平成24年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算

議案第44号 平成24年度勝浦市介護保険特別会計補正予算

陳情第2号 「保育所の設置認可等の基準に関する指針」の内容を「県条例」にすることを求める意見書の提出を求める陳情

陳情第3号 社会保障としての国民健康保険制度を守り、改善を求める陳情

陳情第4号 介護保険制度の改善を求める陳情

(建設経済常任委員長)

議案第39号 勝浦市観光交流施設設置管理条例の制定について

(決算審査特別委員長)

議案第45号 決算認定について

(平成23年度勝浦市一般会計歳入歳出決算)

議案第46号 決算認定について

(平成23年度勝浦市国民健康保険特別会計歳入歳出決算)

議案第47号 決算認定について

(平成23年度勝浦市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算)

議案第48号 決算認定について

(平成23年度勝浦市介護保険特別会計歳入歳出決算)

議案第49号 利益の処分及び決算認定について

(平成23年度勝浦市水道事業会計決算)

第2 議案上程・説明・質疑・討論・採決

議案第50号 平成24年度勝浦市一般会計補正予算

議案第51号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第52号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

第3 発議案上程・説明・質疑・討論・採決

発議案第6号 「保育所の設置認可等の基準に関する指針」の内容を「県条例」にすることを求める意見書について

発議案第7号 社会保障としての国民健康保険制度を守り、改善を求める意見書について

発議案第8号 介護保険制度の改善を求める意見書について

第4 各常任委員会の所管事務調査について

開 議

平成24年9月27日（木） 午前10時開議

○議長（丸 昭君） ただいま出席議員は18人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

発言の一部取り消し

○議長（丸 昭君） 初めに、市長より9月12日の松崎栄二議員の一般質問に対する税務課長の答弁の中での、有限会社串浜企画の特別土地保有税の税額等に関する発言につきましては、地方税に関する事務に従事する職員の守秘義務及び地方公務員法の守秘義務にかかわることから、発言の取り消しの申し出がありました。

お諮りいたします。これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） ご異議なしと認めます。よって、発言の一部取り消しの申し出は許可することといたします。

なお、この部分の発言は会議録より削除いたします。

議案・陳情上程・委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（丸 昭君） 日程第1、議案を上程いたします。

議案第40号 勝浦市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について、議案第41号 勝浦市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について、議案第42号 平成24年度勝浦市一般会計補正予算、以上3件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。刈込総務常任委員長。

〔総務常任委員長 刈込欣一君登壇〕

○総務常任委員長（刈込欣一君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において総務常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当総務常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る9月19日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第40号 勝浦市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について、議案第41号 勝浦市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について、議案第42号 平成24年度勝浦市一般会計補正予算、以上3件につきまして、審議の結果、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（丸 昭君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第40号 勝浦市防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第41号 勝浦市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第42号 平成24年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第37号 千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第38号 勝浦市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第43号 平成24年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第44号 平成24年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、陳情第2号 「保育所の設置認可等の基準に関する指針」の内容を「県条例」にすることを求める意見書の提出を求める陳情、陳情第3号 社会保障としての国民健康保険制度を守り、改善を求める陳情、陳情第4号 介護保険制度の改善を求める陳情、以上7件を一括議題といたします。本件に関し、委員長の報

告を求めます。根本教育民生常任委員長。

〔教育民生常任委員長 根本 譲君登壇〕

○教育民生常任委員長（根本 譲君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において教育民生常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当教育民生常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る9月20日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第37号 千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第38号 勝浦市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第43号 平成24年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第44号 平成24年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、以上4件につきましては、審議の結果、お手元に配布の委員会審査報告書のとおり全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第2号ないし陳情第4号、以上3件の陳情の審査に当たりましては、陳情者に出席及び説明を求め、審査を行いました。

その結果、陳情第2号 「保育所の設置認可等の基準に関する指針」の内容を「県条例」にすることを求める意見書の提出を求める陳情につきましては、採決の結果、賛否同数のため、委員長採決により、賛成多数で採決と決しました。

次に、陳情第3号は 社会保障としての国民健康保険制度を守り、改善を求める陳情につきましては、2つの陳情項目について個別に採決を行い、①の資格証明書発行の義務づけをやめることにつきましては、賛成少数で不採択に、②の国保への国庫負担率を抜本的に引き上げることににつきましては、全員賛成で、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり、一部採択と決定いたしました。

次に、陳情第4号 介護保険制度の改善を求める陳情につきましては、同様に陳情項目ごとに採決を行い、①の介護保険財政への国の負担割合を引き上げることににつきましては、全員賛成で、採択すべきものと、②の軽度者についても制度発足時のように介護保険給付対象者とするににつきましては、賛成少数で不採択となり、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり、一部採択と決定いたしました。

以上をもちまして、教育民生常任委員長の報告を終わります。

〔7番 佐藤啓史君退席〕

○議長（丸 昭君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第37号 千葉県広域高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第38号 勝浦市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第43号 平成24年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第44号 平成24年度勝浦市介護保険特別会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

○議長（丸 昭君） 次に、陳情第2号 「保育所の設置認可等の基準に関する指針」の内容を「県条例」にすることを求める意見書の提出を求める陳情を採決いたします。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（丸 昭君） 挙手多数であります。よって、陳情第2号は、採択と決しました。

○議長（丸 昭君） 次に、陳情第3号 社会保障としての国民健康保険制度を守り、改善を求める陳情を採決いたします。本件に対する委員長の報告は一部採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、陳情第3号は、一部採択と決しました。

○議長（丸 昭君） 次に、陳情第4号 介護保険制度の改善を求める陳情を採決いたします。本件に対する委員長の報告は一部採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、陳情第4号は、一部採択と決しました。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第39号 勝浦市観光交流施設設置管理条例の制定についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。渡辺建設経済常任委員長。

〔建設経済常任委員長 渡辺玄正君登壇〕

○建設経済常任委員長（渡辺玄正君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において建設経済常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当建設経済常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る9月20日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第39号 勝浦市観光交流施設設置管理条例の制定についてにつきましては、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、建設経済常任委員長の報告を終わります。

○議長（丸 昭君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第39号 勝浦市観光交流施設設置管理条例の制定についてを採決いたします。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

〔7番 佐藤啓史君入席〕

○議長（丸 昭君） 次に、議案第45号ないし議案第49号、以上5件を一括議題といたします。本案は、議案第45号ないし議案第48号、以上4件はいずれも決算認定について、議案第49号は利益の処分及び決算認定についてであります。本案に関し、委員長の報告を求めます。土屋決算審査特別委員長。

〔決算審査特別委員長 土屋 元君登壇〕

○決算審査特別委員長（土屋 元君） 議長よりご指名がありましたので、本決算審査特別委員会に付託されました議案第45号ないし議案第48号、以上4件の決算認定について、議案第49号 利益の処分及び決算認定について、以上5件の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当決算審査特別委員会は、去る9月24日及び25日の2日間、付託議案を審査するため、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第45号ないし議案第49号、以上5件については賛成多数で、お手元へ配布の委員会報告書のとおり、それぞれ認定、原案可決及び認定すべきものと決定いたしました。

なお、本決算審査特別委員会における審査の過程におきまして、各委員から質疑、意見、要望があり、その主なものを申し上げますと、まず、一般会計歳入歳出決算、歳入では、市税徴収率について、不納欠損、収入未済が多く出ているが、この取り組みについてただしたところ、住民税関係については昨年から市内事業所において、特別徴収を推進しており、若干ではあるが、増加している。徴収体制については、滞納者の実態調査を徹底し、一人ひとりに即した納税相談等により納税を促す方法に重点を置いて実施し、高齢者や交通弱者等については職員が徴収に出向くというようなきめ細かな対応で取り組んでおり、徴収率も徐々に成果が上がってきていると答弁がありました。

また、市営住宅の家賃滞納に対する対応については、夜間の訪問、職場訪問等を併用して、積極的に徴収に努め、退去も視野に入れた納入指導も考えていくとの答弁がありました。

次に、地方債を含めた今後の財政見通しについてただしたところ、今後の地方債の償還で、庁舎建設に伴う起債の償還が将来的に見えてきたことから、今後の財政展開をするある程度の余裕ができたので、これらを踏まえて考えいきたいとの答弁がありました。

次に、歳出については、民生費では、放課後児童健全育成事業について、現在5カ所で実施しているが、実施していない小学校で実施する考えはないかただしたところ、基本的には申請

に基づき実施しているが、今後いろいろな事情を考慮して検討したい、また、この決算を踏まえて、来年度以降の子育て支援対策についてただしたところ、保育所の再編・統合も考えて、保育時間の延長等により子育て支援の充実を図っていききたいと答弁がありました。

次に、衛生費では、合併処理浄化槽設置事業補助金について、現在は一般家庭を対象としているが、今後、法人を対象とする考えはあるかとただしたところ、市単独で補助するかどうかは、今後の財政状況にもよるが、現在では法人向けの補助については考えていないとの答弁がありました。

最後に、総括質疑において、今決算審査特別委員会での委員の意見、要望等について、できる限りの範囲で新年度予算編成に当たって反映させてもらいたいとの要望がありました。

以上で、決算審査特別委員長の報告を終わります。

○議長（丸 昭君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、前もって通告がありましたので、これを許します。

初めに、藤本 治議員。

○4番（藤本 治君） 私は、議案第45号から議案第49号までの5つの決算認定について、反対の立場から討論を行います。

振り返りますと、平成23年度は長引く世界的な景気後退と、東日本大震災と福島原発事故という未曾有の事態が重なるもとで、国と地方が運営されてきました。民主党政権は、政権交代に託した国民の期待をことごとく裏切り、あらゆる分野で、今や自民党以上にアメリカと財界言いなりの政治を暴走させています。歴代の自民、公明政権がつくり出した社会保障費削減政策の傷跡を是正することもなく、3党で談合して、社会保障を口実に消費税増税を強行しました。これはむしろ国内消費を冷え込ませ、経済も財政も共倒れにする道であります。

日本共産党が提言しているように、能力に応じた税の負担と国民の所得、購買力を高めて、健全な経済発展の道を進むことによって社会保障の充実と財政危機の打開を図ることが必要です。このような国政の状況のもとで勝浦市の平成23年度予算は、藤平市長が骨格を組み、山口市長が6月補正を行い、猿田市長が9月、12月補正を行って執行されてきました。これらによって、私は防災、地域振興、子育て支援などの分野で市民の命と暮らしを支える重要な施策が行われたことを認めるものでありますが、一方で、12月補正により、市民文化会館の規模拡大のルールが引かれ、今も進行中であることを重視し、反対せざるを得ません。市民が求める水道料金の引き下げやごみ袋代、国民健康保険税、そして今年度大幅に引き上げられた介護保険料などの市民負担の軽減は、それが県下でも有数の重い負担であるからであり、水道料金は特に日本一とも言われたものであり、当然の願いであります。これは先ほど述べた国政の状況ともかわって、最も優先すべき政策課題であるにもかかわらず、今なお先送りされたままであります。

さらに、平成23年度の国民健康保険特別会計の決算では、2億8,000万円余の黒字となり、水道事業会計では、今年も1億8,000万円余の剰余金が生まれました。これらは重過ぎる負担を強いてきた結果であり、本来直ちに市民に返還すべきものであります。私は市民の最も切実な要

望に応え、国の悪政から市民の暮らしを守るためにも必要な負担軽減を行わない各会計の決算認定へは反対の態度を表明し、討論を終わります。

○議長（丸 昭君） ほかに討論はありませんか。佐藤啓史議員。

○7番（佐藤啓史君） 私は、議案第45号 平成23年度一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計、利益の処分及び決算の認定について、賛成の立場で討論をいたします。

まず、申し上げたいことは、監査委員の意見書の中に、税の徴収率、収入未済額及び不納欠損額とも前年度と比較すると改善されており、職員の努力の跡がうかがえると記載されております。私は日ごろから市役所、また、市役所の内外において職員の職務に対する姿勢を、仕事ぶりを目にしておりますけれども、こういった職員の努力というものを議会に席を置く一人として認めてあげること必要であると思います。

一般会計については、長引く景気低迷の中で、限られた財源を有効に、また東日本大震災の教訓に緊急性のあるものから優先し、各事業を実施されたものであると思います。具体的には、津波被害が想定されることから、（仮称）市民文化会館の建設位置の見直しを行い、市営野球場に変更したこと、また、津波ハザードマップの作成、防災メールの配信事業、災害時要援護者支援台帳システムの整備など、緊急性のある防災対策として、市民の生命、財産を守るための防災対策の強化に努められたものであります。

また、震災後、原発事故の後の風評被害による観光客の減少による地域経済の立て直しのための緊急経済対策としてのプレミアム商品券発行に対する補助、長年の課題であった市街地の駐車場整備や、JR勝浦駅のエレベーター設置のための協議会の設置など、これまでにない大胆な政策を実行されました。加えて、子ども医療費の拡充や各種予防接種の公費負担など、子育て支援を初め、市民福祉の維持向上に努められたもので、そのことは大いに評価すべきものであると思います。

また、各特別会計、水道事業会計については、税負担者の公平性、被保険者間の公平性、受益者負担の公平性に鑑みながら、特別会計の独立を念頭に限られた財源を有効に生かしながら適切に運営されたものであり、大いに評価できるものであると思います。

以上の点から一般会計ほか特別会計、事業会計について賛成すべきものであると考えます。

議会が市のチェック機関としての役割は重要です。しかしながら後ろ向きの議論に終始するのではなく、建設的な前向きな議論展開をすることで一筋の光明を見出せるものではないでしょうか。地方行政は二元代表制と言われておりますが、執行部と議会とが車の両輪のようになることが市民福祉の向上に役立つものであると、私は信じるもので、討論を終わらせていただきます。

○議長（丸 昭君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第45号 決算認定について、平成23年度勝浦市一般会計歳入歳出決算を採決いたします。本決算に対する委員長の報告は、これを認定すべきものであります。

お諮りいたします。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（丸 昭君） 挙手多数であります。よって、議案第45号は、認定することに決しました。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第46号 決算認定について、平成23年度勝浦市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を採決いたします。本決算に対する委員長の報告は、これを認定すべきものであります。

お諮りいたします。本決算は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（丸 昭君） 挙手多数であります。よって、議案第46号は、認定することに決しました。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第47号 決算認定について、平成23年度勝浦市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を採決いたします。本決算に対する委員長の報告は、これを認定すべきものであります。

お諮りいたします。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（丸 昭君） 挙手多数であります。よって、議案第47号は、認定することに決しました。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第48号 決算認定について、平成23年度勝浦市介護保険特別会計歳入歳出決算を採決いたします。本決算に対する委員長の報告は、これを認定すべきものであります。

お諮りいたします。本決算は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（丸 昭君） 挙手多数であります。よって、議案第48号は、認定することに決しました。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第49号 利益の処分及び決算認定について、平成23年度勝浦市水道事業会計決算を採決いたします。本決算に対する委員長の報告は、これを原案可決及び認定すべきものであります。

お諮りいたします。本決算は、委員長の報告のとおり、原案可決及び認定することに賛成の諸

君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（丸 昭君） 挙手多数であります。よって、議案第49号は、原案可決及び認定することに決しました。

議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（丸 昭君） 市長より追加議案の送付がありましたので、職員に朗読をさせます。大鐘係長。

〔職員朗読〕

○議長（丸 昭君） それでは、日程第2、議案を上程いたします。

議案第50号 平成24年度勝浦市一般会計補正予算を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました議案第50号 平成24年度勝浦市一般会計補正予算について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正及び地方債の補正であり、平成24年7月3日から4日にかけて発生した豪雨により被災を受けた農地農業用施設3カ所、道路1カ所、河川2カ所の災害復旧経費で、9月10日、11日の両日に国の災害査定が実施された事業費が確定したことから、今回補正しようとするものであります。

歳入歳出予算におきましては、既定予算に799万3,000円を追加し、予算総額を92億4,748万4,000円にしようとするものであります。

歳出予算においては、災害復旧費に799万3,000円を追加しようとするものであります。これに対する財源として、歳入予算に分担金及び負担金91万9,000円、国庫支出金481万9,000円、繰越金5万5,000円、市債220万円を追加計上しようとするものであります。

地方債におきましては、現年発生補助災害復旧事業債を追加しようとするものであります。

以上で、議案第50号の提案理由の説明を終わります。

○議長（丸 昭君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第50号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） ご異議なしと認めます。よって、議案第50号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありません。

んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第50号 平成24年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

○議長（丸 昭君） 議案第51号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました議案第51号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成24年9月30日をもって任期満了となる教育委員会委員、関 光彦氏を再任したため、議会の同意を求めようとするものであります。

関 光彦氏の経歴を申し上げますと、昭和50年3月に大東文化大学経済学部を卒業後、昭和50年4月にイワキ株式会社に入社、昭和53年10月に退職され、同年11月に郵政省神田淡路町郵便局に勤務され、神田駅前郵便局を経て、平成3年3月からは総野郵便局局長として勤務され、平成23年3月に退職されております。

勝浦市教育委員会委員には、平成20年10月から就任されており、その人格と見識は、教育委員会委員として適任であると考えます。よろしくご審議の上、ご同意くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（丸 昭君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 教育委員会の構成についてお尋ねしたいんですが、現在の構成がどのようになっているのか、その点、関 光彦さんがその構成の中でどういう位置を占めておられるのか、ご説明いただければと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。中村教育課長。

○教育課長（中村雅明君） お答えいたします。関 光彦委員につきましては、現在、委員長職務代理者となっております。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 私がお尋ねしておりますのは、教育委員5名の構成が、例えば現在在学中の児童生徒の父兄が選ばれるとか、あるいは、こういう精神階層の方々が選ばれるとか、今回、後ほどご提案があるようですが、女性の構成を加えるとか、そういった意味合いでの構成をお尋ねしておりますので、どういった構成で現在の教育委員会が構成されているか、そのお考えなり、方針なりをお尋ねしたいということでありまして。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 教育委員につきましては、地方教育行政組織法に定まっております、委員の構成は、年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じない、こういうものに配慮することが規定されておることと、当該地方公共団体の長の被選挙権、すなわち本市に住所を有しているというような要件でございます。現在5名おりまして、委員長は酒井教要さんであります。5人の委員の中に保護者の代表が必要ということで、酒井教要さんはその保護者の代表でもあるということでございます。そのほかに、今現在の委員長職務代理者の関 光彦さん、委員で高梨薫敏さん、この方は歯科医でございます。もう一人の委員は藤平益貴さん、藤平さんは元教員でございます。それと現在の教育長、松本昭男さんでございます。したがって、特に今ご質問で生徒とか父兄とか、そこら辺の関係というのはありますけども、そういうことではなくて、これからの教育行政等に見識のある人、そういうような方を選ぶというのが必要であると。もちろん性別、そういうものにも十分配慮しながら選ぶという趣旨だろうと思って、今回の提案をさせていただいております。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第51号については、正規の手続を省略の上、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） ご異議なしと認めます。よって、議案第51号については、正規の手続を省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより議案第51号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。本案はこれに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（丸 昭君） 挙手多数であります。よって、議案第51号は、これに同意することに決しました。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第52号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました議案第52号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、教育委員会委員、松本昭男氏が平成24年9月30日をもって任期満了となることに伴い、新たに小西由里子さんを任命したいため、議会の同意を求めようとするものであります。

小西由里子さんの経歴を申し上げますと、昭和59年3月に日本女子体育大学を卒業後、同大学の助手、その後、平成元年4月から亀田総合病院リハビリテーションセンター勤務を経て、

平成9年3月に東北大学大学院において博士課程を修了されました。同年4月に国際武道大学体育学部の講師として就職され、平成12年4月に助教授、平成19年4月からは教授を務められております。

また、現在、勝浦市が生活習慣病予防等を目的に開催しております勝浦市健康ハツラツ教室の講師として、市民の健康増進事業にも貢献されております。その人格と見識は教育委員会委員として適任であると考えます。よろしくご審議の上、ご同意くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長（丸 昭君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 小西由里子さんの推薦の理由についてお尋ねしたいんですが、女性であるという推薦は十分わかるのですが、小西由里子さんご自身のことが全くわからないということで、特にこの方の教育にける情熱といいますか、そういった点でどういう熱意をお持ちの方であるのか、そして、現在、教育の問題につきましては、歴史教科書の問題でありますとか、君が代日の丸の問題でありますとか、憲法にかかわる重大な問題が、特に大坂のほうからいろんな動きもある、そういう状況のもとでありますけれども、そういったことにつきましても、どのような見識をお持ちの方であるのか、ご説明いただければと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） ただいまご質問いただきました、非常に政治的なことにつきまして、教育委員が関与するというようなことは余り適当ではないというふうに考えております。教育委員会の職務内容につきまして、いろいろ法律によって規定をされております。まず、学校など、教育機関の設置管理及び廃止、教育財産の管理とか、これは教育委員会の職務権限です。こういう中の権限を教育委員皆さんで議論いただくと。特にその中でも、例えば社会教育、青少年教育、婦人教育、公民館活動等々につきましても、この職務権限の中にあります。もちろん今いろいろ児童生徒の問題が起きておりますけれども、こういうことも含めて議論されるということなので、何か教育委員自体の政治的な資質、そういうものに関係をすとか、そういうことではなくて、まさに小西さんがそういういろいろ教育問題に対しまして、いろいろな見識を持つとか、いろいろ意見を持つとか、こういうことが十分大事なのであって、そういうものについては小西さんとお会いしまして、この方は立派な人であるという認識のもとに今回の提案をさせていただいておるところでございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） この方自身は非常に情熱をお持ちになっいらっしゃることなので、そういう点で、どういう情熱をお持ちなのかをご紹介いただければということでご質問しました。その点でつけ加えていただくことがあれば幸いです、いま一度、ご説明いただきたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） そのうち、小西さんのお顔が知れると思います。なかなか顔つきもすばらしい顔つき、美人でございますし、これから教育委員会の中で情熱を十分発揮してくれるというふうに考えております。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第52号については、正規の手続を省略の上、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） ご異議なしと認めます。よって、議案第52号については、正規の手続を省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより議案第52号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。本案はこれに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（丸 昭君） 挙手多数であります。よって、議案第52号は、これに同意することに決しました。

午前11時10分まで休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時10分 開議

発議案上程・説明・質疑・討論・採決

〔15番 末吉定夫君退席〕

○議長（丸 昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3、発議案を上程いたします。

発議案第6号 「保育所の設置認可等の基準に関する指針」の内容を「県条例」にすることを求める意見書について、発議案第7号 社会保障としての国民健康保険制度を守り、改善を求める意見書について、発議案第8号 介護保険制度の改善を求める意見書について、以上3件を一括議題といたします。

職員に発議案を朗読させます。大鐘係長。

〔職員朗読〕

○議長（丸 昭君） 発議者から提案理由の説明を求めます。根本 譲議員。

〔6番 根本 譲君登壇〕

○6番（根本 譲君） 議長よりご指名をいただきましたので、ただいま議題となりました発議案第6号 「保育所の設置認可等の基準に関する指針」の内容を「県条例」にすることを求める意見書について、発議案第7号 社会保障としての国民健康保険制度を守り、改善を求める意見書について、発議案第8号 介護保険制度の改善を求める意見書について、以上3件について提案理由の説明を申し上げます。

初めに、発議案第6号 「保育所の設置認可等の基準に関する指針」の内容を「県条例」にすることを求める意見書について申し上げます。国が保育所の最低基準を都道府県等で条例化することが決まり、千葉県は保育所最低基準条例検討委員会を設置し、内容を検討しているが、議論が分かれ、パブリックコメントの実施とともに、各市町村の意見を聞くこととなった。

論点は、現行の「県指針」を「県条例」にすると、「県指針」制定以前にできた保育所は「国基準」で運営されているため、現在入所している子どもも基準を超える部分で退所しなければならないとするもの。また、「国基準（0歳児乳児室を除く）」を「県条例」にすると、「県指針」制定以降に開設した保育所の基準が「国基準」まで下がることになり、千葉県の保育水準が大きく後退することになるというものである。

児童福祉施設最低基準には、第4条で①児童福祉施設は、最低基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならない。②最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならないと定められている。この精神を生かし、現実問題にも対処するためには、最低限のこととして、全ての子どもの保育環境を今より悪くすることなく、さらなる改善への道をも閉ざされないことが絶対条件であり、そのためには多少の柔軟性や工夫が必要である。それは、経過措置と弾力的運用の導入である。

具体的には、「県指針」を「県条例」とすることにより、保育環境の環境改善に道を開き、「県指針」導入以前の保育所には建てかえや大規模改修時などに「県条例」を適用させ、それまでの間は「国基準」の適用を可とする。また待機児童が多くなったときには、十分協議の上ではあるが、「国基準」の適用も認めるとするというものである。いきなり「県条例」を「国基準（0歳児乳児室を除く）」まで切り下げ、保育環境の向上の道を一気に閉ざすことと、柔軟な対応をすることのどちらが真に子どもに有益なのか、また、より現実的な対応なのかは明らかだと考える。よって、県において次の項目の具体化を図られるよう、強く要請する。

1、「保育所の設置認可等の基準に関する指針」の内容を「県条例」にすること。

次に、発議案第7号 社会保障としての国民健康保険制度を守り、改善を求める意見書について申し上げます。

千葉県内の国保加入世帯の23%に当たる24万1,201世帯が国民健康保険料（税）を滞納しており、そのうちの8万7,743世帯は有効期限の短い保険証で治療を受けている世帯であり、また、1万9,878世帯は病院の窓口で一たん医療費を全額払って治療を受けている世帯です。

社会保障推進千葉県協議会が行った県内各自治体へのアンケート調査によると、滞納世帯の約8割が年間所得200万円以下の世帯です。滞納世帯が増加する背景には、高過ぎる保険料、非正規雇用者の増大などの新たな貧困層の拡大があります。また、皆保険制度達成時に1割にも満たなかった無職者が今や5割を超え、その多くは退職者の高齢者となり、国保制度の構造的な問題が原因にもなっています。

国は、全ての医療費を県内全市町村が共同で負担する仕組みを2015年度に創設し、市町村国保の財政運営を都道府県単位に広域化する方向ですが、抜本的な財政問題の解決なしには、国保問題の解決はありません。

国民健康保険制度は、憲法第25条に基づく社会保障と国民の健康の向上に寄与する国の制度です。支払い能力を超える保険料の負担、取り上げられる保険証、そして手遅れ死亡事故の発生、これらは、国民全てが安心して医療を受けられるようにしようという国保の目的とは逆行するものです。よって、誰もが安心して医療が受けられるよう、社会保障としての国民健康保険制度を守り、改善を求めます。

1、国保への国庫負担率を抜本的に引き上げること。

次に、発議案第8号 介護保険制度の改善を求める意見書について申し上げます。2011年の介護保険法の改正は、地域包括ケアの実現を前面に掲げ、給付の重点化・効率化による持続可能な制度の実現を打ち出しました。実施が市町村に委ねられた介護予防・日常生活総合事業は、非専門職による対応を可能とする新たな枠組みで、予防給付費の抑制を図ろうとするもので、介護サービスの質の低下を招くものと懸念されています。

また、今年4月からの介護報酬改定は、とりわけ、生活に大きな影響を与えるホームヘルパーの時間短縮問題で、利用者、事業者、介護労働者に大きな不安が広がりました。介護の社会化の名のもと、介護保険制度がスタートした12年、この間、介護保険料は値上げされ、給付サービスは抑制されてきました。一方、家族の介護・看護のために離職や転職を余儀なくされる人は後を絶たず、介護殺人、介護心中、高齢者虐待などの深刻な事態が広がっています。

憲法第25条に裏打ちされた生存権、生活権を保障する介護保障制度の実現を求める立場から、介護保険料を引き下げ、給付サービスを充実し、必要な人が誰でも安心して利用できるよう、介護保険制度の改善を求めます。

1、介護保険財政への国の負担割合を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出しようとするものであります。何とぞ、発議者の意をご賢察の上、よろしくご審議をいただき、可決あらんことをお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（丸 昭君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第6号ないし発議案第8号、以上3件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） ご異議なしと認めます。よって、発議案第6号ないし発議案第8号、以上3件については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） これをもって討論を終結いたします。

これより発議案第6号 「保育所の設置認可等の基準に関する指針」の内容を「県条例」にすることを求める意見書についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、発議案第6号は、原案のとおり可決されました。

○議長（丸 昭君） 次に、発議案第7号 社会保障としての国民健康保険制度を守り、改善を求める意見書についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、発議案第7号は、原案のとおり可決されました。

○議長（丸 昭君） 次に、発議案第8号 介護保険制度の改善を求める意見書についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、発議案第8号は、原案のとおり可決されました。

各常任委員会の所管事務調査について

○議長（丸 昭君） 日程第4、各常任委員会の所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、各常任委員長から会議規則第97条及び第103条の規定により、お手元へ配布の閉会中の継続調査申出書のとおり、継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。本件につきましては、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） ご異議なしと認めます。よって、本件は閉会中も継続調査に付することに決しました。

閉 会

○議長（丸 昭君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

これをもって平成24年9月勝浦市議会定例会を閉会いたします。

午前11時25分 閉会

本日の会議に付した事件

1. 議案第37号～議案第49号の総括審議
1. 議案第50号～議案第52号の総括審議
1. 発議案第6号～発議案第8号の総括審議
1. 各常任委員会の所管事務調査について

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成 年 月 日

勝 浦 市 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員